

専決処分の報告について

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和元年9月18日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和元年6月24日

秦野市長 高橋 昌 和



理由

建築基準法施行令の一部改正により、条例で引用する同令の条項に移動が生じ、及びその条項の一部が告示に規定されることとなったため、改正する。

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項ただし書中「政令第136条の2の技術的基準」を「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イに規定する基準」に改める。

第32条第2号中「政令第112条第13項」を「政令第112条第18項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年6月25日から施行する。

報告第17号 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(長屋の構造等)</p> <p>第25条 3階が長屋の用途に使用される建築物は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で規則で定める基準に適合するものとし、4階以上の階が長屋の用途に使用される建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に使用される部分のない建築物にあっては、<u>準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに規定する基準に適合する建築物とすることができる。</u></p> <p>2-4 (略)</p> <p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち、1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(政令第112条第18項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。)で区画したとき。</p>	<p>(長屋の構造等)</p> <p>第25条 3階が長屋の用途に使用される建築物は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で規則で定める基準に適合するものとし、4階以上の階が長屋の用途に使用される建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に使用される部分のない建築物にあっては、<u>準耐火建築物又は政令第136条の2の技術的基準に適合する建築物とすることができる。</u></p> <p>2-4 (略)</p> <p>(大規模店舗の屋外への出口)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 階段から屋外への出口のうち、1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(政令第112条第13項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。)で区画したとき。</p>

附 則

この条例は、令和元年6月25日から施行する。